

「交通災害共済」「不慮の災害共済」に加入しましょう

交通災害共済	不慮の災害共済
年間掛金 <b>400円</b> (1人)	年間掛金 <b>600円</b> (1人)
共済金内容	共済金内容
入院(1日につき)・・・2000円	入院(1日につき)・・・1100円
通院(1日につき)・・・800円	通院……………対象外です
死亡……………100万円	死亡……………60万円
後遺障害・・・50万～100万円	後遺障害・・・30万～60万円
入院・通院の共済金は、最低補償額1万5千円～最高20万円。通院1日でも請求できます。	入院の共済金は、最低補償額1万5千円～最高11万円。入院1日でも請求できます。

【共済期間】平成21年4月1日～平成22年3月31日  
 4月1日以降の申込みは、申込日翌日からの共済期間です  
 【受付窓口】生活環境課、各支所市民福祉課、秋田銀行、北都銀行  
 お問い合わせ 生活環境課 ☎62-1110 または各支所市民福祉課

平成21年北秋田市標準小作料

北秋田市農業委員会では、平成21年の小作料の標準額を昨年と同額に決めました。

10アール当たり  
 の小作料は次のとおりです。



標準小作料	
A地区田	19,000円 (基準収量570kg)
B地区田	15,000円 (基準収量540kg)
C地区田	9,000円 (基準収量510kg)
D地区田	7,000円 (基準収量480kg)
E地区田	5,000円 (基準収量420kg)

また、農作業標準賃金表は、後日、各農家の方々に配布いたします。

お問い合わせ  
 市農業委員会 ☎62-6609

☎ = お申し込み ㊦ = お問い合わせ

お知らせ

NTT東日本からののお知らせ  
 電話工事を装った金銭請求にご注意  
 今年に入ってから県内において不正な電話設備工事で代金を請求される事象が発生しています。これは、民家に訪問し、屋外にある電話の設備が故障しているとして設備の点検修理をし、工事代金を請求するというケースでした。同様のケースが発生する恐れがありますので皆様ご注意ください。NTTでは、お客様の申告で点検修理を行うため、了解なく訪問することはありません。現地で工事修理(代金を請求することはありませぬ)訪問の際は、「社員証」の提示をしていますが、万一不審に思われたら、会社名および担当者名を確認し、連絡ください。

特別遺族給付金が支給されますが請求期限が平成24年3月27日まで延長されました。また、平成18年3月26日までに石綿による疾病で死亡された労働者のご遺族で、時効により労災保険給付を受ける権利が消滅した方も支給対象とされました。お心当たりのある方は、ご相談ください。

大館労働基準監督署  
 ☎01866424033

福祉保健人材センターでは「求人・求職相談」を実施します  
 場所：ハローワーク秋田(秋田市) 期日：3月27日(金) 時間：9時～17時  
 場所：県社会福祉会館(秋田市) 期日：3月21日(土)、28日(土) 時間：9時～17時

秋田県福祉保健人材センター  
 ☎01886642880

パソコンで描く絵手紙講座  
 日時：3月21日(土) 10時～12時  
 場所：みくにコンピュータスクール  
 内容：ペイントソフトを使い、イラストを描きます  
 対象：マウス操作ができる方  
 参加費：1700円(教材費含)  
 定員：10人(申込多数の場合は抽選)  
 ㊦ I Tサポート秋田事務局  
 ☎676243

合川地区 春彼岸の伝統行事

合川万灯火

3/20 [金]



万灯火は、本市の合川南地区や上小阿仁村など小阿仁川流域で古くから行われている民俗行事。もともと、墓の前でワラを燃やし祖先を供養していたものを、祖先の霊を迎える道しるべとして小高い丘に集落の戸数だけワラを束ねて燃やしたことが始まりとされ、その後、墓地のほか、山の尾根づたいや沢づたい、あるいは川原にたいまつを灯して祖先の霊を迎える地域ぐるみの行事になったようです



お問い合わせ  
 合川公民館 ☎78-2114

国民健康保険の加入・脱退は必ず14日以内に届け出を

こんなとき

国保をやめるとき	国保に加入するとき
ほかの市区町村に転出したとき	ほかの市区町村から転入してきた
職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険をやめた
職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなった
国保の被保険者が死亡したとき	子どもが生まれたとき
生活保護を受けるようになったとき	生活保護を受けなくなったとき
外国籍の人がやめるとき	外国籍の人が加入するとき
後期高齢者医療制度の対象となったとき	加入の届け出が遅れると、保険料は加入の資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。また、その間にかかった医療費は全額自己負担です。
やめる届け出が遅れると、保険料が二重払いになってしまうことがあります。また、その間にかかった医療費の市負担分を返還しなければなりません。	届け出に必要なもの
その他	
退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印鑑
市内において住所が変わった(転居)とき	保険証、印かん
世帯主の氏名が変わったとき	保険証、印かん
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証、在学証明書、印鑑
就学のため、別に住所を定めるとき	身分を証明するもの、印鑑
保険証等をなくしたとき	(使えなくなった保険証など)
(あるいは汚れて使えなくなったとき)	
保険証：「国保をやめるとき」「その他」の場合、世帯主が理由にかかわるときはその世帯全員の保険証が必要です。	
☎621118 ㊦ 保険課	